


所管部課	市民部 市民課	部長	村上 敏彰		
件名	東大和市配偶者からの暴力等の被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱の一部を改正する要綱について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>(1)改正の要旨 住民票の除票と戸籍の附票の除票に関する保存及び適切な管理について定めることを目的として、住民基本台帳法の一部が改正され、「除かれた住民票」と「除かれた戸籍の附票」がそれぞれ「除票」と「戸籍の附票の除票」に法定化された。このことから、東大和市配偶者からの暴力等の被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(2)主な内容 第2条第6号、第3条第1号及び第4条第1項第2号の文言を改める。 第1号、第2号、第3号及び第6号様式の表及び文言を改める。</p> <p>(3)影響及び効果 制度の趣旨に沿った対応が図られる。</p> <p>(4)施行日 決裁日から施行する。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」により、「住民基本台帳法」が一部改正された。 令和2年7月 文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。